



平成 23 年 9 月 2 日

各 位

会 社 名 日本産業ホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役会長 鮎川 純太
コ ー ド 番 号 4352 札幌証券取引所
問 合 せ 先 経営管理本部長 松本 敬一
(TEL 03-5302-1901)

ストック・オプション（新株予約権）付与に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 9 月 2 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対して、ストック・オプションとして発行する新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）の募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて承認を求める議案を、平成 23 年 9 月 29 日開催予定の第 15 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. ストック・オプション制度を導入する目的及び新株予約権を無償で発行する理由

本新株予約権は、当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的としており、上記の目的を適切に達成するために特に払込金額を無償にて発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員のうち当社の取締役会が認めた者に対して割り当てるものとする。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 24,000 株を上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整による 1 株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、本新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）以降、当社が合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整し、当該時点で行使されていない新株予約権を合計した調整後株式数をもって新株予約権の目的となる株式数とする。

(3) 発行する新株予約権の総数

2,400 個を上限とする。なお、本新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数（以下、「付与株数」という。）は 10 株とする。ただし、上記「(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数」に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(4) 新株予約権の払込金額

金銭の払い込みを要しないものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額は、1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く）における証券会員制法人札幌証券取引所（アンビシャス市場）における当社普通株式取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げるものとする。

ただし、その金額が割当日の証券会員制法人札幌証券取引所（アンビシャス市場）における当社普通株式取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、本新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権発行後、当社が時価を下回る発行価額（株主割当増資を含む）又は処分価額をもって普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合には、次に定める算式をもって行使価額を調整する。ただし、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{1\text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

本新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議日の翌日から2年を経過した日を始期として、その後2年間とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の従業員又は当社子会社の取締役又は従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退職、その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

②本新株予約権の相続は認めないものとする。

(8) 新株予約権の取得事由及び消却条件

①当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、本新株予約権は無償で取得することができる。

②当社は、新株予約権者が上記「(7) 新株予約権の行使の条件」に定める行使の条件に該当しなくなった場合又は新株予約権者が死亡した場合は、その新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本項第①号記載の資本金等増加限度額から本項第①号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(11) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸收分割につき吸收分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

②新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「(2)新株予約権の目的となる株式の種類及び数」等に準じて合理的に決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、「(5)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」に従って定める調整後行使価額に、上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権の権利行使期間

上記「(6)新株予約権の権利行使期間」の開始日又は組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「(6)新株予約権の権利行使期間」の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金

及び資本準備金に関する事項

上記「(10)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

⑦新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社取締役会の承認を要するものとする。

⑧新株予約権の取得事由及び消却条件

上記「(8)新株予約権の取得事由及び消却条件」に準じて決定する。その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(12) 新株予約権の割当日

当社第15回定期株主総会承認後、別途当社取締役会が定める日とする。

(13) 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

以上